

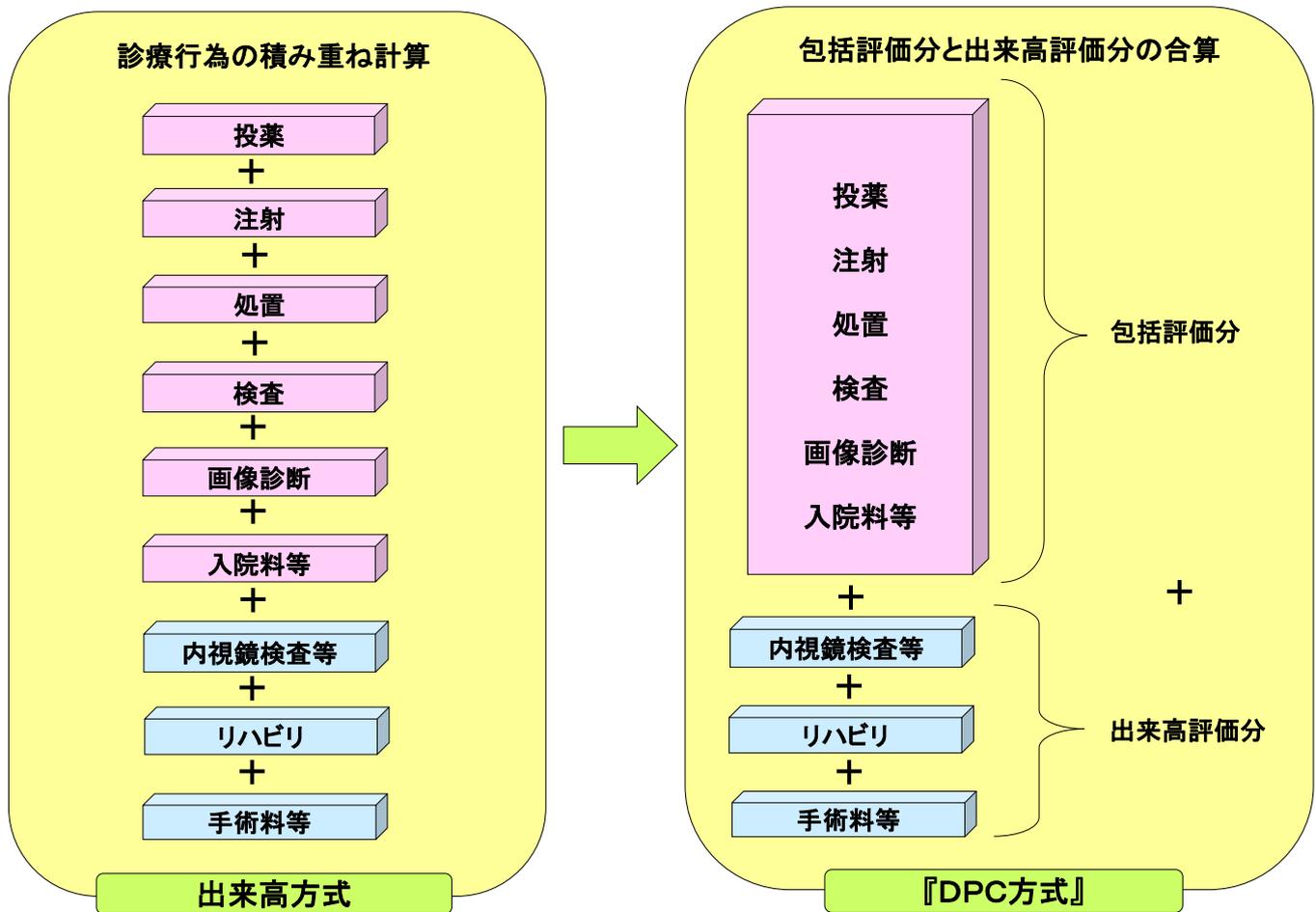
長岡赤十字病院 各病棟における入院料、及び、看護職員1人当たりの受持患者数【令和7年平均】

病棟	許可病床数	入院基本料・特定入院料	深夜	日勤	準夜	1日延べ勤務人数	1日平均患者数	受け持ち患者数(日中)	受け持ち患者数(準夜)	受け持ち患者数(深夜)
3B棟	8	特定集中治療室管理料6	4	12	4	20	6.6	0.6	1.7	1.7
3A棟救急	20	ハイケアユニット入院医療管理料1	4	14	4	22	11.7	0.8	2.9	2.9
4B棟一般(GCU)	18	新生児治療回復室入院医療管理料	2	4	2	8	5.4	1.3	2.7	2.7
4A棟	36	小児入院医療管理料2	3	9	3	15	26.4	2.9	8.8	8.8
4B棟NICU	12	総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)	4	9	4	17	10.2	1.1	2.6	2.6
5B棟一般	22	急性期一般入院料1(7対1)	3	9	3	15	17.3	1.9	5.8	5.8
5A棟	46	急性期一般入院料1(7対1)	3	12	3	18	40.3	3.4	13.4	13.4
5B棟MFICU	6	総合周産期特定集中治療室管理料(母体)	2	3	2	7	4.3	1.4	2.1	2.1
6B棟	44	急性期一般入院料1(7対1)	4	14	4	22	41.5	3.0	10.4	10.4
7B棟	46	急性期一般入院料1(7対1)	3	15	4	22	41.1	2.7	10.3	13.7
7A棟	46	急性期一般入院料1(7対1)	3	13	4	20	40.2	3.1	10.1	13.4
8B棟	46	急性期一般入院料1(7対1)	3	15	3	21	43.9	2.9	14.6	14.6
8A棟	45	急性期一般入院料1(7対1)	4	14	4	22	41.8	3.0	10.5	10.5
9A棟	42	急性期一般入院料1(7対1)	3	14	4	21	39.7	2.8	9.9	13.2
10A棟	54	急性期一般入院料1(7対1)	4	13	4	21	44.6	3.4	11.2	11.2
11B棟	43	急性期一般入院料1(7対1)	3	13	3	19	38.8	3.0	12.9	12.9
11A棟	14	緩和ケア病棟入院料1	2	10	2	14	13.1	1.3	6.5	6.5

# 当院はDPC対象病院です

DPCとは、入院される患者さんの傷病とその症状に応じて、治療行為や併存症をもとに、厚生労働省が定めた1日あたりの料金と、手術・内視鏡・リハビリなどの料金を合計し、医療機関ごとに定められた係数を乗じて計算する方式です。

食事代・個室代等は別途請求になります。



※ 傷病名が、あらかじめ定められた診断群分類に該当する場合に対象となります。

該当しない場合または正常分娩、労災など健康保険外の入院は、出来高方式となります。

# 入院時の食事の提供について

入院したときの食費は、他の診療にかかる費用などと別に定額で自己負担となります。これを入院時食事療養費といい、患者さんが負担する標準負担額は下記のとおりです。

また、当院では管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費（I）		食費（1食）	
一般所得および現役並み所得者		510円	
指定難病・小児慢性疾患患者		300円	
※ 住民税非課税世帯	70歳未満の非課税世帯 70歳以上の低所得Ⅱ	過去1年間の入院日数が 90日以内	240円
		過去1年間の入院日数が 90日超	190円
	70歳以上で低所得Ⅰ	110円	

住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院窓口に掲示することにより、表の住民税非課税世帯の額の支払いとなります。認定証の交付については、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

## -----※参考-----

【70歳未満の非課税世帯】世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税の世帯

【70歳以上の低所得世帯】

低所得Ⅱ・・・世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税の世帯。

低所得Ⅰ・・・世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各種収入から必要経費等（年金収入は控除額を80万円として計算）を差し引いた所得が0円となる世帯

# 個別の診療報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

（請求金額が0円の方へも発行しております。）

なお、明細書には使用した薬剤の名称のほか、実施した検査等の名称が記載されるものとなりますのでその点をご理解いただくとともに、ご家族などの代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない場合は下記の窓口へご相談ください。

## 【明細書発行に係る相談窓口】

2番 はじめての方

7番 お支払い

各診療科の外来受付

# 入院時の個室料金について

当院には、病院全体で 554 床の入院用ベッドがあります。うち 176 床は特別な療養環境として届出をしており、下記の場合を除いて料金が発生します。

- ・ 患者さんの同意がない場合
- ・ 患者さん本人の「治療上の必要」により特別療養環境室へ入院いただく場合
- ・ 病棟管理の必要性などによる入院で、実質的に患者さんの選択によらない場合

個室のご利用を希望される場合は、看護師にご相談のうえ「個室利用申込書」の記入をお願いいたします。

個室区分	ベッド	金額 (消費税込)	設備	部屋番号
特別室	1 床	13,750 円/日	バス、トイレ シンク、応接セット	812
個室 A	18 床	8,250 円/日	シャワー、トイレ	404、405、504、505 704、705、754、755 804、805、854、855 903、904、1004、1005 1174、1175
個室 B	155 床	6,050 円/日	トイレ	407-416、506-521 554-567、657-672 706-721、756-771 806-811、813-820 856-871、905-920 1006-1021、1107 1108、1111-1113
緩和特別室	2 床	9,350 円/日	シャワー、トイレ	1109、1110

※ただし、お産にかかる入院の場合は非課税となります

令和 7 年 9 月 1 日現在



# 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるおくすりで、

先発医薬品の処方を希望される場合は、特別な料金のお支払いが発生します。

## 【特別な料金の対象】

外来通院患者さんで①又は②のおくすりを院内処方・院外処方希望された場合

(※1 国や県の医療費助成を受けている方も対象です)

(※2 生活保護を受給されている方は下記対象外の場合を除き、長期収載品を処方できません)

- ① 後発医薬品発売後、5年以上経過した先発医薬品（準先発品を含む）  
又は  
② 後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品（準先発品を含む）

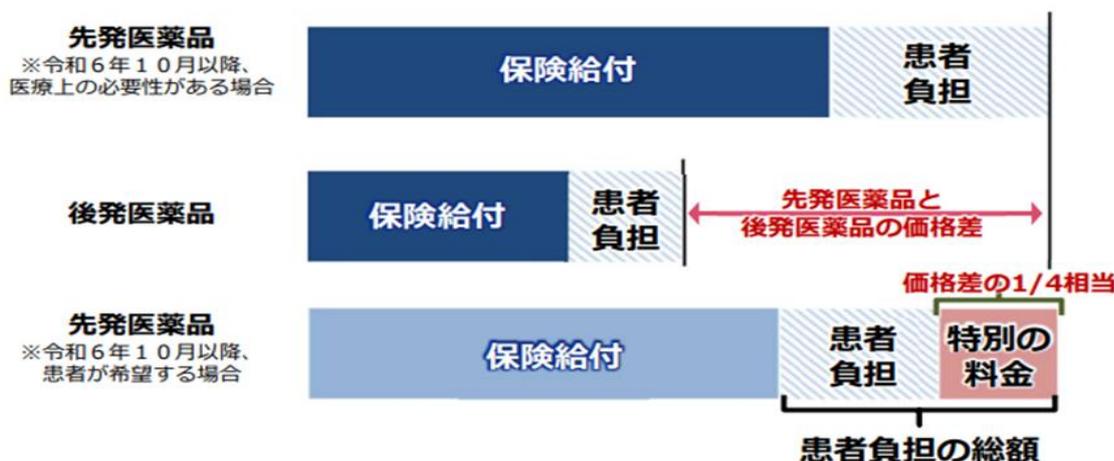
## 【対象外(保険適用)となる場合】

- ・ 医師が長期収載品の処方が医療上必要だと判断した場合
- ・ 在庫不足等により後発医薬品が提供できない場合
- ・ バイオ医薬品の処方
- ・ 入院中の処方、退院時の処方

## 【特別な料金とは】

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別な料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別な料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別な料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。